

令和3年度第11回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年2月17日

場所 十和田市役所本館4階大会議室

令和3年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室

2. 開 会 日 時 令和4年2月17日(木) 午後2時07分

3. 閉 会 日 時 令和4年2月17日(木) 午後2時51分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(5名)

三本木地区	山端敏行君	四和地区	工藤優美子君
大深内地区	大平靖四郎君	藤坂地区	松田賢志君
六日町地区	竹ヶ原竹夫君		

8. 会議に付した案件

- 報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第44号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第45号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第46号 農用地利用配分計画の認可について
- 議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第57号 特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について
- 議案第58号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第59号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第60号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第61号 令和4年度農作業労働賃金等標準額について

9. 議事録署名委員

3番 芋田一弘君

5番 山田利昭君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	東浩治
事務局主査	佐々木徳幸		

11. 書 記

事務局主査 東 浩 治

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年2月7日に告示招集いたしました、令和3年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。3番 芋田 一弘 委員、5番 山田 利昭 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いいたします。報告第43号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告する件です。内容は2ページから6ページです。まず農地法によるものが、2ページから3ページの、合計8件12筆54,421平方メートルです。今後の意向につきましては、57番、59番、63番については、今後別人と貸借の予定です。58番、61番、64番は、別の受け手と中間管理機構による賃借権設定の予定です。このうち64番は、今回の議案として上程されております。60番は自ら耕作、62番の農地については、農地法第5条転用の申請があり、今回議案として上程されております。次に4ページから6ページです。中間管理事業によるものは、合計10件26筆64,482平方メートルです。25番は、賃借権であったものを使用貸借に切り替えるための解約です。26

番は、同じ相手に農地法第3条で所有権移転するために解約するもので、今回議案として上程されております。27番と29番から33番までの6件については、今後受け手を変更する予定です。なお、29番から33番までについては、受け手を同一世帯員である子に変更するとのことです。28番については出し手と機構との間の解約ですが、条件を賃借から使用貸借へ変更するためのものです。34番につきましては、圃場の条件が悪いことによる解約で、今後については未定となっております。なお、今回協力金の返還はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第44号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）7ページをお願いいたします。報告第44号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、8ページから13ページです。今回は、合計15件97筆165,967.50平方メートルです。取得事由は、全て相続によるものです。取得後の内容は、貸借中、自ら耕作、農地として管理などとなっております。届出内容について、補足してご説明いたします。8ページの、申請番号148番から150番までの3件については、被相続人は同一人物で、持分6分の1ずつを相続するものです。申請番号152番と153番についても、同様に被相続人は同一人物で、持分2分の1ずつを相続です。また、10ページの155番、11ページの156番、12ページの158番の3件については、単有分と共有分の相続がそれぞれございます。13ページの162番については、今回売買による農地法第3条所有権移転の議案として上程されております。今回、あっせんの希望はございません。なお、現況宅地、雑種地など農地以外の用途になっているものは、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第45号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 14ページをお願いいたします。報告第45号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。15ページです。今回の照会は、合計4件5筆11,811平方メートルです。現地調査は、57番から59番までの3件は2月7日に、60番は2月16日に実施いたしました。57番は、元町の三菱農機販売株式会社から北に約50メートルの地点です。申請地には、昭和44年建築の小屋が建っています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。58番は、ユニバース十和田西店から南に約200メートルの地点です。申請地は、平成4年建築の住宅の庭となっています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても、現況宅地であることから非農地と判断しております。59番は、穂並町のイーグルボウルの西側道路を挟んだ向かいの地点です。②番は、昭和62年と昭和63年に建築された建物が建っております。①番は、その建物の駐車場となっております。いずれも、20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても、現況宅地であることから非農地と判断しております。60番は、伝法寺小学校跡地から西に約1,600メートルの地点です。申請地には、植林後数十年経過したと思われる樹高15メートル以上の杉が植えられています。長期間山林の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。なお、法務局への回答は57番から59番までは2月9日に、60番は2月16日に行っております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第46号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 16ページをお願いいたします。報告第46号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和4年1月21日です。内容は17ページです。賃借権の設定で、合計2件2筆7,546平方メートルです。いずれも新規の設定です。利用権の設定期間は、19番が約8年、20番が約6年となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第46号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、外山班長、小笠原秋彦委員、山崎委員の3名です。2月7日に現地調査及び市役所別館4階会議室にて聴取調査を行っております。

議長 (杉山秀明君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

(休憩中)

(議案第56号に、1番 米田 拓実 委員、17番 力石 堅太郎 委員関連の議案が上程されていますので退席を求めます。)

(米田 拓実 委員、力石 堅太郎 委員 退席)

再開 午後2時19分

議長 (杉山秀明君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (杉山秀明君) 次に、議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長 (横岡聖一君) 18ページをお願いいたします。議案第56号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、19ページから22ページです。先ほど報告第43号でご報告しました、合意解約後の権利設定に係る案件は、19ページ申請番号89番です。また、報告第44号でご報告しました、相続による権利取得後の所有権移転に係る案件は、同じく19ページの申請番号93番です。20ページの申請番号95番と96番は、同一経営体内の親族に贈与するものです。以上です。

議長 (杉山秀明君) 許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。11番 外山 康仁 委員お願いします。

報告委員 (外山康仁君) 農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計14件で、このうち所有権移転11件、賃借権設定3件となっています。所有権移転は、19ページの申請番号88番から20ページの

申請番号94番までが相手方要望による売買、20ページの申請番号95番は親から子へ贈与、申請番号96番は姉から弟へ贈与、申請番号97番、21ページの申請番号98番は親戚へ贈与するものです。賃借権設定は、22ページの申請番号31番から33番が、労力不足によるものとなっております。今回の申請の許可要件についてですが、お手元の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）外山委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第56号は、許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時22分

（休憩中）

（1番 米田 拓実 委員、17番 力石 堅太郎 委員の着席を求めます。）

（ 米田 拓実 委員、力石 堅太郎 委員 着席 ）

再開 午後2時23分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）23ページをお願いいたします。議案第57号、特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について。特定農地貸付けに関する農地法の特例

に関する法律第3条第1項の規定により、別表のとおり十和田市長から申請があったので承認を求める件です。24ページです。十和田市長から申請のあった農地は、別表の3筆です。十和田市が農地を借上げ、市民農園として開設するためのものです。東地区と西地区に1箇所ずつの計2箇所に開設します。それぞれ各40区画で、1区画50平方メートルとし、市内在住の農業を営んでいない方に無料で貸し出す予定です。開設場所は、地図に示してありますとおり、東地区はスーパーヤマヨから東に約300メートルの地点、西地区はカケモ西金崎店から東に約200メートルの地点です。農業委員会において、承認にあたり留意すべき要件としては、貸付規程が定められているか、周辺の農地の利用に支障を及ぼす恐れがないか、妥当な規模か、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正か、また適正かつ円滑に利用される体制が確保されているかなどとなっております。貸付規程は25ページにお示ししたとおり、定められております。その他の事項については、担当課である農林畜産課に確認し、要件は全て満たしていると判断されます。なお承認にあたっては、昨年と同様に市民農園利用者に対し、近隣居住者の迷惑となる行動がないよう配慮することを要望意見として付したいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

（休憩中）

（議案第58号に、1番 米田 拓実 委員、17番 力石 堅太郎 委員関連の議案が上程されていますので退席を求めます。）

（ 米田 拓実 委員、力石 堅太郎 委員 退席 ）

再開 午後2時26分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）26ページをお願いいたします。議案第58号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、27ページから29ページです。今回は、合計10件24筆75,026平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（大平靖四郎君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号28番は令和4年1月12日午前11時、申請番号30番は令和4年1月26日午前10時30分、申請番号31番は令和4年1月26日午前10時、申請番号32番は令和4年1月26日午前9時、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。4件とも出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、三本木地区 山端 敏行 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（山端敏行君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。申請番号29番は、令和4年1月12日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、自身の経営する会社へ集約するため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山端敏行推進委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、六日町地区 竹ヶ原 竹夫 農地利用最適化推進委員
願ひいたします。

報告委員（竹ヶ原竹夫君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号33番は、令和4年1月26日午後2時30分、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）竹ヶ原推進委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員願ひ
いたします。

報告委員（松田賢志夫君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号34番は、令和4年1月26日午後1時30分、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）松田推進委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員願ひ
いたします。

報告委員（工藤優美子君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。申請番号35番は令和4年1月26日午後3時30分、申請番号36番は令和4年1月12日午前10時、申請番号37番は令和4年1月12日午前10時30分、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。3件とも、受け手の農地を集約するため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農

業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）工藤推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第58号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

（休憩中）

（1番 米田 拓実 委員、17番 力石 堅太郎 委員の着席を求めます。また議案第59号に、10番 小田 正喜 委員、14番 竹浦 寿広 委員関連の議案が上程されていますので、退席を求めます。）

（ 米田 拓実 委員、力石 堅太郎 委員 着席 ）

（ 小田 正喜 委員、竹浦 寿広 委員 退席 ）

再開 午後2時36分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（杉山秀明君）次に、議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）30ページをお願いいたします。議案第59号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、31ページから39ページです。賃借権の合計は、16件52筆121,693平方メートルです。35ページの81番のみ再設定で、その他は新規の権利設定です。出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定の期間は、81番が1年、3年のものが73番と80番、5年のものが87番と88番、10年のものが74番から79番までと84番から86番まで、20年のものが82番と83番なっております。なお、81番につきましては、今後売買の予定があるとのことから、期間を1年として再設定するものです。次に、使用貸借権に係るものは40ページから44ページです。使用貸借による権利設定の合計は、9件15筆34,894平方メートルです。全て新規の権利設定です利用権の設定期間は、44ページの91番が5年、その他は全て10年です。なお、41ページの85番から、43ページの90番までについては、奥瀬赤石地区の経営体育成基盤整備事業の実施に伴い、担い手への農地集積を図ることを目的とした、農用地利用集積計画となっております。この、基盤整備事業に係る権利設定については、地域集積協力金の対象となります。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第59号は承認とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時39分

（休憩中）

（10番 小田 正喜 委員、14番 竹浦 寿広 委員の着席を求めます。）

(小田 正喜 委員、竹浦 寿広 委員 着席)

再開 午後2時40分

議長 (杉山秀明君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (杉山秀明君) 次に、議案第60号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長 (横岡聖一君) 45ページをお願いいたします。議案第60号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、46ページから48ページです。今回は、合計11件17筆27,468.60平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明します。68番の転用事由は、農地を売買で取得し、貸事務所兼倉庫を建築するものです。場所は、ヤマダ電機から南に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、転用面積889平方メートルに対し、事業の所要面積が、1,255.25平方メートルとなっておりますが、農地以外の土地を含めた非農地併用の事業となっております。本件は小規模開発行為の対象となります。69番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、東十五番町のあけぼの公園から南東に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。70番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、東十五番町のあけぼの公園から北に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。71番の転用事由は、農地を売買で取得し、8棟の建売分譲を行うものです。場所は、東十五番町のあけぼの公園から北東に約300メートルの地点です。農地区分は、水道、下水道の2管理設かつ500メートル以内に保育園と歯科医院があるため、第3種農地に該当します。本件は、小規模開発行為の対象となります。72番は、今回ご報告した合意解約に係る農地の案件です。転用事由は、農地を売買で取得し、20区画の宅地分譲を行うものです。場所は、十和田中学校から北西に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。本件は、都市計画法による開発行為の対象となります。次に73番の転用事由は、農地を売買で取得し、3区画の宅地分譲を行うものです。場所は、十和田中学校から北に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。74番の転用事由は、農地を売買で取得し、共同住宅を6棟建築するものです。場所は、東中学校から西に約450メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、

第3種農地に該当します。本件は、都市計画法による開発行為の対象となります。75番の転用事由は、農地を売買で取得し、8区画の宅地分譲を行うものです。場所は、ユニバース十和田西店から北西に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、転用面積2,502平方メートルに対し、事業の所要面積が、2,538.04平方メートルとなっており、非農地併用の事業で、本件は小規模開発行為の対象となります。76番の転用事由は、農地を約1年間一時転用し、東北新幹線関連の工事に係る資材置場を整備するものです。場所は、松陽小学校から北東に約300メートルの地点です。農地区分は農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。77番の転用事由は、農地を使用貸借し、事務所及び倉庫を建築するものです。場所は、十和田中学校から北に約400メートルの地点です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張のため、不許可の例外となります。なお、本件も転用面積1,428平方メートルに対し、事業の所要面積が6,414平方メートルとなっており、非農地併用の事業で、開発行為の対象となります。最後に78番の転用事由は、農地を使用貸借し、資材置場を整備するものです。場所は、ポニー温泉から西に約150メートルの地点です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、本件も既存施設の2分の1以内の面積拡張のため、不許可の例外となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。6番 小笠原 秋彦 委員 お願いいたします。

報告委員（小笠原秋彦君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、11件です。令和4年2月7日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時市役所別館4階会議室1において、農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、全ての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小笠原秋彦委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第60号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長(杉山秀明君) 次に、議案第61号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長(横岡聖一君) 49ページをお願いいたします。議案第61号、令和4年度農作業労働賃金等標準額について。令和4年度農作業労働賃金等標準額の決定について審議を求める件です。内容は50ページです。令和4年度の各項目の金額につきましては、まず、先月の全員協議会で事務局案をお示しいたしました。その後、2月8日にJA十和田おいらせ、市農林畜産課、農業委員会の3者で検討会を開催し協議を行いました。その結果、事務局案の一部を修正することとなりました。修正箇所は、農業機械利用料の刈取脱穀欄のうち、小麦、大豆、そばの3品目です。それぞれ最初の案から100円増となり、小麦、大豆は10アール当たり8,800円、そばは6,600円となりました。その他の項目につきましては、先月の全員協議会でご説明いたしました原案のとおり、了承されております。なお、本議案をご審議いただき承認されました際には、市のホームページに掲載し公表するとともにチラシを作成して、JAの外務等での配布等を通じて農業者また市民の皆様に、3月中にお知らせする予定としております。以上です。

議長(杉山秀明君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉山秀明君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第61号は承認することに決定いたしました。

議長(杉山秀明君) 以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時51分 —————